第７回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】2015年2月9日（月） 14:00～16:00

【会場】國民會館住友生命ビル 中ホール

【出席委員】

嵐谷　安雄　　　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長大阪障害フォーラム　会長

泉本　徳秀　　　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　幹事

大竹　浩司　　　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

小田　昇　　　　　　　関西鉄道協会　専務理事

小尾　隆一　　　　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　事務局長

酒井　政夫　　　　　　大阪興行協会　常務理事・事務局長

柴原　浩嗣　　　　　　一般財団法人　大阪府人権協会　業務執行理事　兼　事務局長

杉本　信仁　　　　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

高橋　祥治　　　　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　副会長

田中　直人（部会長）　島根大学大学院　総合理工学研究科　特任教授

西尾　元秀　　　　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

西田　多美子　　　　　公益社団法人　大阪府建築士会　評議員

三星　昭宏　　　　　　関西福祉科学大学　客員教授

○建築企画課長

部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の先生方におかれましては、お忙しい中、また大変お寒い中、第７回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。前回の第６回部会では、建築部門について条例ガイドラインの素案を提案させていただきました。事務局といたしましては、その素案について、ご意見をいただきまして、修正をして年度末にはそのガイドラインをまとめ、成案にしたいと考えておりました。しかし、それに対しまして、それではあまりにも拙速すぎるのではないか、ガイドラインはしっかりとじっくりと検討を重ねて作成をすべきではないかというご意見を頂戴いたしました。また、年末の第６回部会のあと、委員の皆様には、正月を挟みまして、提示いたしましたガイドライン素案にじっくり目を通していただきまして、現時点でのご意見を多数お寄せいただいたところでございます。私、そのご意見、今日の資料の１－１・１－２になるわけですけれども、ご意見を拝見させていただきまして、先生方のガイドラインに対する熱意といいますか、熱い思いを強く感じ、今までガイドラインを私ども少し軽く見ていたなと反省を深くしたところでございます。検討期間が大変短い中、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。事務局では、前回の部会とこのご意見を受けまして、ガイドラインの構成でございますとか、検討手順、スケジュールなどを再度見直しまして、じっくり時間をかけて検討していただき、良いものにしていきたいと考えているところでございます。このあと、改めまして、皆様に構成などについてご提案をさせていただきたいと考えてございます。この頂いたご意見を含め、本日、まず、どうガイドラインを作成していくか、そして今後ガイドラインに何をどのように記載するのかについて、議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。もう一点、会議の開催に先立ちまして、皆様に悲しいお知らせがございます。当部会の委員で大阪府福祉のまちづくり審議会会長代理の辻一委員が先月末１月30日にお亡くなりになりました。ここに謹んで哀悼の意を申し上げます。辻委員には、条例制定以前から大阪府の福祉のまちづくりの推進のため、多大なるご尽力を賜りました。改めて感謝を申し上げ、先生のご冥福をお祈りするとともに、先生の意志を受け継ぎ、今後益々福祉のまちづくりが進展されますよう、大阪府の気持ちを新たにして取り組んでまいりたいと存じます。以上、ご報告と併せまして私からのご挨拶とさせていただきます。

○部会長

みなさん、こんにちは。それでは、次第２の議題に入らせていただきます。まず最初に「（１）条例改正（予定）に関連する今後の取り組みについて」です。前回の部会で事務局からガイドラインの素案が示されましたけれども、もっとじっくり検討すべきではないかという意見が多く出されました。構成や検討スケジュール等について、改めて見直すということになりました。そこで見直すにあたって前回の部会で示したガイドライン（素案）の構成、あるいは内容に関して現段階での委員の皆さんにご意見を伺おうということになりまして、部会に先立ちまして、事務局から各委員にご意見を出していただきました。資料等に入っておりますが、そのあたりの状況につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○事務局

今、部会長のほうから頂きましたように、昨年の末に第６回検討部会を開催させていただいたところ、ガイドラインの内容・構成・策定スケジュール、これらに関しまして委員各位から意見を頂戴いたしました。その内容につきまして、現段階では少し慎重に検討していこうということを改めて認識しておりまして、今日は新たな構成・スケジュールなんかをお示ししたいと思っておりますが、先月の１月末を期限といたしまして、年末に配布をさせていただいたガイドライン、これの構成等に関するご意見と、具体の内容に関して委員個人でお気づきになった点がありましたらご指摘いただきたいということで、ご意見を頂戴しておりました。先ほど資料の説明にもございましたが、資料１の関連ですね、資料１－１がガイドライン（素案）に関する現時点でのご意見、これを一覧にしたものでございまして、今後の取り組み方針・ガイドラインの構成に関する意見・プロセスに関する意見・ガイドラインの素案の内容に対する意見、大きくこの４つに分けさせていただいております。細かくはこの場ではご説明はさせていただきません。１－２に委員皆様からいただきましたそのものを、原則としてそのものを載せさせていただいております。これを後ほどご説明する資料２及び資料３、今の時点ではすべて反映できておりませんが、今後年度末にかけてこれらも加味した中で改めて素案という形で作りたいと考えております。資料につきましては、資料１－１が委員から今の時点でいただきましたご意見の一覧、１－２がそれぞれのいただいた意見そのものという状況になってございます。資料のご説明は以上でございます。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。大変貴重な意見をいただきました。資料１－２にそれぞれの委員の皆様からのものをまとめていただいておりますけれども、せっかくですから、お一人それぞれ時間が大変少なくて恐縮ですが、５分までくらいまでを目途にご意見を伺いたいなというふうに思います。それでは順次、時計回りでご意見を伺うということにしたいと思います。

○委員

私一番関心を持っているのが出入口のドアのことで、前回も申し上げたと思いますが、視覚障がいの方、特に自動ドアにおいてセンサーであればいいんだけれども、タッチ式の場合だったら、どこにあるのかそれを知らせる方法があるのかないのか、最もないところが多いので、私なんかは別にタッチ式であってでも、センサー式であってでも構いませんけれども、タッチ式であれば視覚障がいの人はどこにタッチのスイッチがあるのかわからないという状況があることでそれをなんとか良い方法はないかなといろいろ考えてもいるのですが、音声で知らせるという方法もあろうかと思います。そして、同じことで車いすのタッチできる位置にあればいいけれども、タッチできない時は高さ的に問題があるだろうと。そして最も扉形式で押し込みの場合であれば、車いすは不可能だということがあるので、そのあたりを条例としてどういうふうに落とし込んでいくのか、そういうところが問題であろうかと思います。特に私目にしたことが１回あるのですが、ホテルで客室の出入の扉が、廊下から客室の方へ押し込み型っていうのか引くっていうのか、それで室内から廊下のほうに出ようとすれば、車いすがじゃまになって扉が開けられないと。無理して開けたら壁に車いすが当たって、壁が損傷したという現状を僕は見たので、これは大変なことだなと思って、それからいろいろ注意しております。しかしながら、これは今の社会状況においては、そう簡単に「車いすだから」ということが言えないだろうと思います。そしてもう１点、同じことで車いすの方はもちろん、視覚の方もそうだと思いますけれども、ホテルの浴室とトイレが、車いすは特にホテルのトイレに段差があって入れない、フラットであれば何も問題ないのですが、車いすが入れないという状況でトイレにも行けないんだということを聞いたことがございます。もっとも、外国ではそういうことがなく、フラットでトイレにも入れるし、韓国にもニューヨークにも行きましたけれども、そういうことがないと。やはり日本だけかなというふうに思っております。特にホテル関係では、あちらこちらと問題点があるにはあります。しかし、ここで一様に全部は申し上げませんが、私の気のついたところでそのように思います。そして、階段の手すりのことですが、ちょっと私よくわからないんですけれども、最近手すりがぐにゃぐにゃとしたような手すりをよく見かけるんですけれども、これはどういうことを発想されているのかなと思ってその手すりを持って降りたりするんだけれども、どうもうまくいかないなと思って、滑らないという意味だろうと思うんですけれども、これは規格的にどうなっているのかなと思ったりもしております。そんなことで、この中でやはりいろんな障がいの種別によってそれぞれ感じることが違うだろうというふうに思いますので、私は別に歩くのにも階段を下りるのも、あまり支障がないので、そういうことでございます。以上です。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。

○委員

私自身、ここまで十分に文章を読み切れずに、今回意見としては出せていないんですけれども、皆さん先生方のご意見いろいろ見せていただいたと部分もあって、共鳴する部分もたくさんあったんですけれども、今、嵐谷さんおっしゃったように、視覚障がい者の自動ドアの部分についても、確かにそのとおりなんですね。場所の統一、右なのか左なのかどちらかに統一してほしい。押しボタンというか、タッチで開けるボタンは必ず右側がボタンなんだよとか、左側がボタンなんだよと決めておいていただくということがありがたいなと思うのと、最近は車いすの方が利用されることが多いんですけれども、車いす対応トイレがありますけれども、このトイレを私たちも駅員に案内されて利用することがあるのはあるんですけれども、やはり新しいトイレ、そして昔に作られた車いす対応トイレとそれぞれよく話題になりますけれども、流す場所、押しボタン、それから救急のボタン、いろいろな形状があるので、これについても統一をしてもらいたいというのがあります。例えば、緊急時の呼び出しのボタンというか、引っ張るようになっているのがあるんですね。水をどうして出すのかわからない場合に、それが緊急ボタンとわからず引っ張ってしまって駅員を呼んでしまうとかいうことが多々あるので、これはなかなか難しいと思いますが、今後作られるものについては、便座に向かって左側・右側、この高さにとか、こういう形状でということもできれば統一してもらうとありがたいなと。それからもう一つ、西尾委員も言ってらっしゃったかなと思いますけれども、無人化の問題というのが、ホームドアというものが進んでいくかバリアフリー化ということが進んでいく結果、駅員の配置がなくなってしまって、初めて行った駅で、乗降客が多い駅ならいいんですけれども、乗降客が少ない駅にたまたま一人で降りたときにどうにもならないと駅員とか前もって言っておけば誘導とか配慮があるんだろうけれども、そういうことがたまたまできなかった場合とかもあるのでね、そのへんの無人化に向けて、無人化にするんだったらこういうことが必ず必要なんだとか、逆にバリアフリー化するんだったらこういうことが必ず必要であるとかということも記載していただくこともあるかなと思います。あとは私は全盲なんですけれども、視覚障がい者と言いましても、視野の狭い人、色の識別ができない人、極端に視力が下がって大きなものなら見えるけれどもという方とか、いろんな形の視覚障がいの方がおられるので、条例をどの人の意見を取っていくのか、なかなか障がいってさまざまで難しいんですけれども、できるだけそういう人たちの意見を聞く機会を、勉強会とかありますけれども、そういう機会、聴取する機会を持って、そういう人たちの意見を聞いたうえで、これが一番かどうかなということを考えて答えを出すようなことをしていただければなというふうに思います。できるだけ急がずに後世に残るようなものですから、時間をかけて作る、建築する側も利用する側も、なかなか難しいと思うんですけど、お互いできるだけ納得できるようなものにしてもらいたいなと。長くなって申し訳ないんですけれども、最後に防災の問題でも、緊急時にそれぞれの障がい者に対して、どういうふうなツールがあるのか、どういうツールが必要なのか、そういうものを備えなければいけないのかということも今後の認識としてはいただきたい。具体的に言うと、例えば、ちょっと前に谷町線の天王寺駅で試行ということで片側の改札口に駅員をしばらくいない時期を作られたことがありました。それは表示は普通に紙で書いてあるので、見えている人にはわかるんですけれども、視覚障がい者である私は駅員がいないということがわからないし、いつまで、試行調査っていうのかな、こういう事情でこういうふうにしますよということが私にはわからないと。で、点字ブロックがひいてあるので点字ブロックのとおりに駅員のいる改札口にいっても駅員がいないというようなこういう状況、急な変化に障がい者っていうのは対応しにくい、そういう人たちがいるっていうことが認識されていない。これは緊急時、防災時もそうだと思うんですけれども、そういう観点でも、難しいと思うんですけれども、そういう観点でも考えていただきたいというふうに思います。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。

○委員

一つ目は、冒頭に書いてある通り、障害者差別解消法が来年４月からスタートします。ただ残念ながらそこの障がい者に対する差別をなくしていく啓発というのがまだまだ。福祉関係とか障がい者または周りの団体などは認識などはあるんですけれども、建築業者のあたりはまだまだのように思います。それを意識して合理的配慮というところをガイドラインの初めのところに載せて社会モデル、障がい者が社会に参加して障がいがないように配慮がある、これが合理的配慮であるというような部分を建築業者関係者にも広めていくことが大事だと思いますね。それに基づいて障がい者が利用しやすい建物、鉄道、空港などもつながっていくことになるかと思います。それはあったほうがいいかと思います。二つ目は、やっぱり聞こえない、私自身ですね、目で見る情報のあたり。機械式になってきていますので、前のガイドラインを見ると電光掲示表示、今は開発が進んでいてモニターとかディスプレイとかテレビ型とか、皆さんもご存じのとおり、新しい地下鉄の車両の中にも、ドアの上にも表示、○○駅というようなディスプレイが出ていますね。両隣にも音声の出るようなスピーカーのものとか、音声と視覚情報と両方になっています。ディスプレイとかモニターとか統一した形のものを内容も変えていった方がいいと思いますね。一つの例を言うと、玄関・出入口。インターホンがありますね、改札に。今までほとんど音声での会話ができるものだけでしたけど、それをモニターにして一番いいのは内部から見れるモニターと外部から見たら内部が見えないというような調整ができる、来てほしくないセールスマンとかそういう、あとドアホンですね、会話ができるモニターに変えるというものを統一してほしいとか。例えばここの会議室は障がい者団体も借りることがあるかと思います。聞こえない私たちだったら何か災害が起きたときに情報が何もない。11階以下の人は聞こえる場合はすぐに逃げれるけれども、聞こえない人だけがこの12階に集まっていた場合は10階・11階で火事があってもわからないままというようなところを変えていく。なにか表示を出すようにするとかそういう工夫がいりますね。最後にもう一つ、東京オリンピックが2020年に迫ってきていますけれども、関東では早く進んできています。例えば、障がい者に対するバリアフリーの検討とか、海外から来られる方々、日本語がわからない外国の人たちに、そういう場合には、サイン、サインを見てわかる。例えばマークとか絵ですね。それを見てわかる。障がい者パラリンピックもありますから、そういう方たちも来られるわけです。関東は進んでいる、でも大阪が遅れているということがないように、大阪も国際化していけるようにそういう意識を持ってガイドラインは作っていただきたいなと思います。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。

○委員

私の方からは、１点質問という形で出させていただいております。青い冊子の中の序章６ページ、右下に序章６と書いてあるところです、前の方です。「２．法・条例の対象施設と基準」というところをご覧いただきまして、その箱の中なんですけれども、都市施設の種類（条例第２条）というところがございます。その下に建築物と区分されていまして、分類として、建築物、旅客施設、道路、それから路外駐車場と書いておりまして、今回やろうとしておりますのは、一番上の建築物についてガイドラインを定めようという動きがあるのかなと思います。我々、公共交通機関は旅客施設の右のところ、公共交通移動等円滑化基準、この中に鉄道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空ターミナルがこの基準に合うということで、今回やろうとする建築物には当たらないということなんですけれども、一部該当する部分があるということを府のほうからお聞きしていまして、仮に一部分該当するところがあれば、そういった一部分の団体の方に意見なんかを伺う必要があるのではないかなということで書かせていただいております。鉄道駅が一部に該当するのかどうか、またバスの停留所がその一部に該当するか、タクシーの乗り場なんかが一部に該当するかどうかというのはちょっとここでははっきりわからないんですけれども、もし該当するならばそういった意見を聞くことが必要ではないかなということで書かせていただいております。

○部会長

はい、ありがとうございました。それでは、続いてよろしくお願いします。

○委員

失礼します。まず最初に今回のガイドラインの作成ですが、ハード中心のこれまでのものからソフトを大胆に取り入れていただけるということで大変敬意を表している次第です。特に知的障がい・発達障がい、私ども普段から知的障がい・発達障がいの人の支援をしております関係からこういった人たちへの配慮が今回大きく拡大するのではないかなということに期待しております。その中で５つほど意見を書かせていただいております。この意見、組織的に議論したわけではございます。関心のある方に少し意見を聴取してまとめたというふうなくらいのものであります。まず１番目ですが、項目建てについてです。全体が項目立ての中で、ペーパーの17章にあたるところ、子育て支援の関係の設備というふうな取り出し方をされていると思いますけれども、これと同じように知的障がい・発達障がい者支援設備という項目建てをして少し目立つ記載をしていただけないかなと思っております。そういった中で２つ目関連するんですが、知的障がい・発達障がい向けに標識とか案内設備の中にいくつか今入ってございますけれども、それを少し整理の上でその中で新しい項目建てのところに入れていただくとかそういうふうに思っております。これから具体的な何を入れるかという話になるんですけれども、３つ目に挙げておりますのが、案内所での対応マニュアルの整備を追加してください。特に知的障がい・発達障がい者向けのマニュアルがおかげさまで最近たくさん出るようになっておりましてこういったものを例示としてたくさん盛り込んでいただきまして、それを窓口、特に案内所での窓口に置くというようなことを入れていただけたらというふうに思っています。それから４番目に挙がっておりますが、写真やイラストを挿入したわかりやすいパンフレットやコミュニケーションボード、カードなどのコミュニケーション支援ツールの整備を追加してください。もう知っている方には当たり前の話なんですけれども、なかなかそんなに普及しているというふうにも思えませんので、今日一つサンプルとしまして、災害時のコミュニケーションボードを持ってきました。カラー刷りのものであります。これは、東日本大震災の避難所に配布をさせていただいたものを今ちょっとコピーをさせていただいております。こういう裏表カラーのもので、加工がしておりまして、カバーがついております。カバーがついたままコピーをした関係でいがんでしてしまっておりますが、ちょっと端っこが欠けておりますけれども、現物はしっかりとラミネート加工したものでありまして、何度も、あるいは少し乱雑な使用にも耐えるというようなそういうコミュニケーションボードです。当然、避難所で想定されるもの、避難所で対応すべきものを文字のわからない人にも絵記号をつかってコミュニケーションをするというような内容のものになっております。私共育成会では、こういったもの、例えばコンビニ向けのものも作っておりますし、駅の窓口でんも作っておりますし、医療機関のものも作っております。さらにコミュニケーションボードではありませんが、コミュニケーションをとるための冊子としまして、警察向け、交番向け、そういったものも作っておりまして、こういったものをぜひこの際取り入れていただきたいなと思っております。最後１つ目ですけえども昨今のITとかICTの技術革新、大変大きなものがありまして、それを導入することによる情報提供の工夫を追加をはしていただきたいなと思っております。実際困ったことが１つありまして、駅の券売機が非常に複雑になっておりまして、簡単に切符が買えないことになっています。これはぜひ音声入力で例えば「淀屋橋に行きたい、淀屋橋」と言えば切符が買えるように、たぶん技術的には今できると思うんですよね。そういう音声入力で対応できるそういう券売機といったようなものを考えていただけないかなというようなこともありますし、また最近いろんな携帯端末のアプリが無料もしくは非常に安い金額で提供されておりまして、同じ機械を使って、画面を真ん中で切って、対面で同じ情報を共有してコミュニケーションができるという、そんなツールもできております。こういったものをぜひ入れ込んでいただけたらというふうに思っております。さっきちょっと言い忘れたのですが、わかりやすいパンフレット、このわかりやすいを何を持ってわかりやすいかとするのかということを今育成会で研究チームで研究しています。わかりやすい情報制御ガイドラインという形でまとめまして、近々お見せできると思いますので、そういったものも取り入れていただきまして、わかりやすいパンフレット、ぜひ普通のパンフレットと横にわかりやすいパンフレットも置くというそんな環境を作っていただいたらというふうに思っております。それからここには書いてありませんが、最近、テレビの放送で字幕が出たり手話通訳がついたり、音声解説がついたりというふうなことが非常に広まってきました。ただ、これも知的障がい・発達障がいの人にとりましては、字幕をそのまま出されてもなかなかわからない。わかりやすい字幕、あるいはルビをふった字幕、あるいは音声解説もわかりやすい音声解説、２チャンネルの情報提供をぜひしてほしいというところで、国際的な電気通信連合なんかに今規格を作る会議にも絡んでいる関係で、そんな提案を寄せてさせていただいてということをご紹介させていただきます。以上です。

○部会長

はい、どうもありがとうございます。

○委員

私どもは映画館とお芝居の劇場を作っている団体でございます。私ども、障がい者の方、特に車いすの方からクレームを受けているわけですが、一番大きなことというのは、映画館で車いすの席の場所が悪いということです。シネコンが主流でございますけれども、シネコンの構造上、階段状とかスタジアム形式になっておりまして、車いすでの専用席というのは一番前かまた一番後ろです。車いすの方からは席の真ん中に作ってくれへんかというご要望がございます。建築家と相談しますと、できんことはないと。できますけれども、休館して改装工事というところでは相当な費用がかかるというところで、総合的な判断をすると経営的な判断をするとちょっと難しいということになってしまいます。しかし、これを難しいということでそのまま野放しにはできませんので、これを前向きに検討するということになると、新しい劇場では、これから作る劇場はバリアフリーの劇場があって、バリアフリー専用劇場、つまり身体障がい者の方専用の映画館を作ってもいいじゃないかという考え方がございます。聴覚障がい者の方には字幕、視覚障がいの方には音声ガイドという形でなんとか実現に向けて頑張っていきたいと思っています。一つ、ここには書いてませんけれども、最近こういう事例がございました。車いすの方がトイレを使おうと思って、身障者専用のトイレに行ったら、一般の方が使っていたということで、これはおかしいのではないかということです。これちょっと皆さん方にお伺いしたいのですが、身体障がい者専用のトイレというのは、一般の方が使えるものか使えないものかそれの答えをちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい、ありがとうございます。

○柴原委員

失礼します。意見が提出できずに申し訳ございませんでした。私からはガイドラインの位置づけとか使い方ということで３点ほど意見を述べたいと思います。一つ目は、はじめにとか全文のところに関わると思うのですけれど、ガイドラインの役割はこれまでの事業者・設計者の方の基準というところだけではなくて府民の方に理解を深めていただくとか、そういうところも含めてガイドラインになりますので府民も含めた建設的に対応していくようなものさしというような形でのこのガイドラインの位置づけを表現したらどうかと思います。今検討されています障害者差別解消法の基本方針でもやはり障がいがある人と社会との建設的な対話による相互理解・促進ということがかなり載っています。府民の方も障がい当事者や府民の方もこのガイドラインを見てこういうことができるんだなとか、こんな工夫があるのかということを気づいていただくような形になると思いますので、府民も対象としてこのガイドラインを使いながら、まちづくりを考えていこうというふうな形で位置づけをしたらどうかと思います。２点目は啓発や研修の参考とするということです。これ同じ意味なんですけれども、この部会の中でも出ていましたように、建物とか施設を作ってそれを利用していくときにどれだけ社員の方とか、利用される方がそれを理解するかということが非常に大切になるということがありましたので、せっかくのこのガイドラインですので、啓発とか研修の参考としてほしいということを提案したらどうかと思います。３つ目は部会でも良く出されていますけれども、当事者参加の仕組みをこのガイドライン作りにも作っていくべきではないかと思います。それぞれの団体でいろいろ意見を聴取するというのはあるんですけれども、何かこの機会をとらえて意見をもらうような形ができないか、府民全体にということでしたら、パブリックコメントをされたりとかいうこともあると思います。できるだけここは良くなったんだけれども、ここでいつも困っているんだとか、今の基準でいってもここに課題があるというようなところは、当事者の方とかあるいはそこの現場の方の声というのは大事だと思いますので、できるだけそういう声を反映できるように当事者参加の仕組みというのを、このあとこのガイドラインの進め方があると思うんですけれども、そこでもまた検討していただけたらと思います。以上３点です。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。

○杉本委員

特に意見はございませんが、皆さん方のご意見を一つ参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。

○部会長

はい、ありがとうございました。

○委員

一番先に委員の方からお話ございました、ホテルの入口のお話なんですが、我々設計者の立場からすれば、不特定多数の人が集まるいわゆる特殊建築物と言われるものについての設計の場合は、まず一番先に考えられるのが避難経路の問題、これは消防上の関係と安全上の関係から必ず我々が合致しなければならない問題なんですが、先ほど一番先に言われたホテルの出入口１つ取り上げましても、先ほどおっしゃられたように、押し込み式と引っ込み式、やはり安全上考えると、入口側、室内側からは押し出し式で避難上有効なドアの開け方というものが必要になってくると。それを障がい者の車いすの幅で考えるとその方がいいのではないかなと。ところが、入るときには引っ込み式で入らなければならないというような考え方、こういったことを考えていくと、やはり両方の立場を考えたときに一応安全上の避難上から考える物の考え方で、やはりそれぞれの団体の方々の意見を聞きながら最終的にはマニュアルであろうかガイドラインとして決めるのか、やはりそれも府民の方々が承知していただけるような形で大きく全体に答えを出していかなければならないというふうに思われるのではないかなということで、この問題については一つずつ皆様方とそれぞれのご意見を聞きながら決めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。一つの例を取り上げての問題定義なんですが、今回作られるガイドラインについての決め方というのは、やはり皆さんと共同で考えていくべきではないかなというふうに思っております。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。

○委員

事前に11ページの方で意見を提出させていただいております。そこに４つ書かせていただいていますので、その説明をさせていただきたいと思います。１点目なんですが、いろんな障がい者の意見をいろんなところから拾っていただきたいというふうなことで書いております。具体例としましては、この間、差別解消部会でも意見聴取を別であったんですが、そこでやはりエレベーターの箱の中の広さのことを書いてる団体もいらっしゃいました。ここにいる委員だけではそれぞれのより専門的なというか障がいに応じた見えないところもありますので、そういった方からも意見聴取、その上でまた考えていく、言われた通りになるかどうかは別としてそういう意見があってそれをまた検証していくっていうふうな場をどういうふうに持っていくか。いろんなところから当事者の声とか府民のいろんな方から意見を聞いて、特に障がいを持つ者はいろんな制限、今大きいですので、そのへんから課題を抽出していただきたい、というのが１つ目です。２つ目ですが、共同住宅、今回戸数の変更ということで条例を変えていただきましたが、大阪府の実態に則したものというのが共同住宅じゃなくて他にもまだいろいろあるんじゃないか、そういうふうなことを感じております。全部この会議の中で進めていくというのも大変ですので、そういったものがないのか、あれば実際にどの程度、現状がどうなのかということを、こういう変更のときにでも調べていくきっかけにしていただきたい。実態調査や、どういうふうに改正していけばいいかということも検証していただくようなところを別に作っていただきたいということを書いています。３つ目なんですけれども、障害者権利条約、批准して１年になります。この間の障がい者の施策というのは、きほんてきにすべてこの障がい者の権利条約というのを基にして作られてきています。その権利条約の中には、区別や何かしらの制限をつけてしまうのはよくないというがしっかりと権利条約の中に書かれています。今後、条例、いろいろな見直しもこの権利条約の趣旨をしっかりと踏まえた上での変更にしていただかないと、どうもおかしなところが出てきたりするのかなと思います。具体的に、ここに条文も書いていますが、「他の者との平等を基礎とする」というのがいろんなところで出てきます。障がい者だけ特別な制限を加えてはならないということを念頭に置いた変更、理念もこの条例の中でもどこかに記すなどして、よりそのへんの位置を明確にしていただきたいなというふうに思います。それとも関連するんですけれども、下の無人駅のことについても、今回これの対象になるかどうかという話が先ほどありましたが、いろんな制限が大きくなるということは明らかです。例えば切符の買い方もそうですし、何かあったら人を呼ばないといけない。しかしそのためには、ちょっと駅員が来る時間を待たなくてはいけなかったり、都市生活の中で３０分、もしくはそれプラスアルファみたいな時間を、いろいろ生活していく中で待たされるというのは、果たして他の者との平等、社会参加から考えて平等といえるのかどうか、そういうところが一番課題になるところでないかと思います。それを今回の中でどこに位置づけるかというのは、もちろんいろいろ検討していかなければいけないですが、やはりそこに対してなにか不具合を感じている人がいて、大阪府でもそういう状況がどんどん進んできてという中で、どこかで位置づけるようなことをこの部会のなかでも考えて言っていただきたい。みなさんからいろんな意見が出て、波型手すりのこともそうなんですが、それも使っている人の話とかを聞いて考えていくような場を設けていただきたいなと思います。最後１点だけ、劇場の方で専用の劇場ということが出てきましたが、やはり専用の劇場というのは、気持ちとしてはわかるのですが、障がい者を特別なところに集めてしまう。それ以外の劇場が「うちじゃなくて、あそこに行けばいいじゃないか」というようなことになってしまったら、障がい者にとっての社会参加というのが、良かれと思って作ってくれたものが逆にそこにしか行けなかったりというふうなことに繋がることがありますので、他の人も気持ちよく使えるもの、その中でもいろんな支援がトップクラスでできているもので、他の劇場が真似れるもの、そういう観点でつくって頂きたいなと思いますし、トイレのことも同様で、一般の人でもちょっと怪我しているときとかは広いところを使いたかったりするわけですから、専用ということではなくて、今は車いす用の広いところや、手動の車いすが入れるもうちょっと狭いところや、いろんな形のニーズに合わせたトイレがあった方が多様なニーズに応えられるし、障がい者専用にすると、そのあとどうなるかというと鍵をかけたりするんですよね、使えないように。そういうふうなものではなくて、皆さんが使えるようなものを模索していくような形で検討していただきたいなと聞いて感じました。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。

○委員

意見は資料１－２の１３ページから１５ページに挙げさせていただきました。それで大阪府建築士会では、前回の部会等を踏まえて、もう少しお時間をいただけるという前提で、建築の立場からどれだけ検討できるかということを考えまして、数名に絞ってワーキンググループを立ち上げました。それで長く取り組みたいという体制を作りました。今回はまず意見を集めたんですけれども、大きくはスケジュール・進め方についての意見、それから全体の構成についての意見、内容についての意見、それからガイドラインを絵にして正教する立場から表現の仕方についての意見、それが羅列した形で皆様には伝わりにくい形で申し訳ございません。まず、進め方については１３ページの下３行、「検討するための時間が短すぎると思います」と。国のガイドラインが相当なページがありますのと、他府県の資料の良くない事例とか良い例を照合しながら、ゆっくり丁寧に見る時間をいただきたいというのが１つでございます。それから構成につきましては、まず前回申し上げたように、それぞれの立場の方がどのようなことに困られるのかということの理解をちゃんと深めたうえでそれのご意見を頂戴して、理解をしてから一つずつの項目を検討したいという私たちの意見とたぶん他の方も同じ、見られる府民の方も同じだろうというので、最初にそれぞれの立場はこういうことに困りますと、全般・共通で、部位別ではなくて、「全般にこういうことができません」「高いところについていると届きません」とかそういうことが最初にわかりやすく箇条書きでありましたら、設計者としても事業者としても一例であるガイドラインの例以外にもっとより良い方策を考えることができるのではないかと。予算はありますし、建物全体の構成の考え方の段階から、事業計画の段階からそういうふなことの理解があれば、もっと臨機応変により良い案が作れるのではないかという視点でそういうものをできるだけ皆様方から抽出をさせていただいて、最初に載せていただきたい。それを一番読みたいというのが建築の立場の意見でございます。それには皆様方にご協力いただきたい。構成上それを最初に挙げて府民の方にも理解をしていただきたい。そのあとに各論があったら良いのかな。それぞれの立場の方の中に挙がってきましたのが、障がいをお持ちの方以外に高齢者、妊婦、子ども、子育て中ということが抜けているのではないかというふうなことがいろんな言葉で挙がっております。あと１４ページ・１５ページに関しましては、先ほどの内容で気の付いたことを忘れないうちに書いておこうということですので、全体のご意見を頂戴してから、また出てくるかと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。

○委員

個別の細かいことはまた後日としまして、今の繰り返しになるんですが、結局今までのものは実務マニュアルになっている。これはこれで維持しながら、必然的に厚くはなるんですが、良い例と悪い例、つまり実務者が設計するときに横に置いてチェックするだけでなくて、計画段階で全体の建物配置計画の中をどうするか、初期的な段階で参考にできるようになりますと、実務マニュアルではなくて、こういう建築物ですっていく良い例・悪い例をもうちょっと大胆に加えてもいいんじゃないですか。大阪府下の例、場合によっては他市・他府県の例ですね。なんで申しますかというと、一例を言えば、先ほどから話題になっている扉のところ、一応ポイントとなることと考え方は書いてあるんですよね。これはこれでどこが悪いのかとみると、これ通りにやっていれば、こんなことは起こらない、かといって違反とはならないというケース。私が一番気になるのはトイレの出入口のところで入ったところで一番車いすの方が手で閉められない空間構成となっていると。これは数字規定で記述するとうまく記述しにくいんです。十分ゆとりあるときにはこれだけのスペース取れとかこんだけとか細かく書けるんですけど、性能規定的に言いますと、良い例・悪い例で示していくしかないんで、特にトイレについては一応基準に合ったりしていますが、これではギリギリ手が届きませんよとか。特に手が片麻痺の方で左手しか利かない方はこれでは届きませんよとか、そういうことまで示すようなガイドラインにしたほうが良いのではなかろうかと。悩ましいのはページ数ものすごく増えるんで、ご承知のように国のガイドラインはもっと良い例・悪い例がついているんですけれども、それよりももっと良いものにしようとするとページ数もっと増えるし、あと時間との勝負ですね。その兼ね合いですが。考え方としてそんなふうに良い例・悪い例、いろいろやった方が良いのではなかろうかということがたくさんあります。あとはそこに書いてありますように、全体について、考え方ですね、計画論を書きたい。それから先ほどの良い例・悪い例とも共通するんですが、なるべく参考というものもつけていくのが良いじゃないか。参考というのは、良い例・悪い例とはちょっと違う意味で、例えて言えば、勾配のところ、建築物の勾配はご承知のように基準になるものと、薦められる基準のものと、1／12の話があるわけですが、あの絵のところに、屋外ですが建築物の場合にはほぼ６％のあの絵が描いてあるわけですが、そこでるとすぐ道路の場合には、屋外空間は５％ですよと参考として書いておくと連続性もいいし、やっぱり気になることはあるんですね。これでちゃんとやっていますというところが、これだけ十分ゆとりがあるならば、屋外空間５％適用して全国的にやっていただければいいんじゃないかとか。一例ですけどね。そんなこともたくさんあって、参考は、何を視点に作ったら良いか、一例としては今申しましたように建築物以外の環境を考えたときの参考とか、そんなものを入れると。

例えば案内板も書きようがないんですが、傾けた方が見やすいんですが、傾けも数字にすると何が正しいか、到底何か月間では結論出せないから、数値的に示すことは難しいんけれども、良い例として示すと、いろんな示し方があるんで、建築内部の例ではないんですが、高槻で使っております、駅で使っております、当事者参画で開発した傾く例、悪い例としては西日がもろ当たっているのに、こんなもの見えるかぐらいなんてことを写真で出して、日照にも注意とか書きたい。そういうきめ細かいことは時間の許す限り入るといいなと思います。以上です。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。各委員からはかなり具体的な話から全体にわたる基本的な話まで多岐にわたる意見をたくさん寄せていただきました。私の方も事務局の方に出した資料がありますが、基本は作った基準なりガイドラインをどう理解するか使うかということについて、ただ作っただけで終わらすのは大変もったいないと。しかもその中身について専門家一人で決めるわけではなくて、一番大事なのは利用者の方にとって良いものにしたいと。そういった参加、意見を反映するということが非常に大事かなと思います。そういう意味で設計者だけでなくてクライアントであるとか管理者であるとか利用者であるとか多岐にわたる人の立場から理解を求めるということが大事かなということと、基準が意外と独り歩きするという形で、基準の心を知らずしてどっかいっちゃうと。事例も親切に載せたものそのままコピーされて、その事例のどこが良いのか、どこが悪いのかということも含めて理解した進め方が欠落している事例が多いのではないかと思います。そういったことで、できるだけガイドラインの目的、根本に立ち返って何のためにそれを作るのかというそのあたりを気をつけて今後進めていく必要があるんじゃないかと。そのためには拙速に進めていくのではなくて、できるだけブレイクダウンした議論、場合によっては、今各学会等で研究のさなかにあってやってるものもありますし、さっき出ましたIT関係、技術関係につきましては日進月歩で変わっていっております。今決めたものがたちまち２・３年すると古くなるといった部分もありますので、そのあたりの弾力性・変化に対応するような取り組みも大事かなということで前回の部会でも出ましたように、考え方・哲学、そういった大きな理念的なことをまず押さえるということが必要かなと思います。今後、今意見を述べていただいた部会の委員の皆さんのみならず、この会全体としてどう進めるか、今後の進め方というのが大事な要件になってくるかと思います。そこで今後この議論を進める中でスケジュールをどういうふうに考えるかということについてまず事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ではお願いします。

○府よりガイドラインの構成・スケジュールの説明。

○部会長

はい、ありがとうございました。只今事務局から構成内容とかスケジュールとか検討の方法などについて説明いただきました。それでは、委員のみなさんからご意見とかご質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、よろしいでしょうか。

○委員

大分これで今回の改正がかなり大きい改正に、メリハリが全然いいですよ。繰り返しになりますが、計画論を入れるとか点線のところが入ったとか、先ほど申しました参考資料的なもの…なんとか入れたいと思っているのが、前も申しましたが、観光及び寺社仏閣。特に寺社仏閣。条例事項ではもちろん書けてない。理由はよくわからんというところと、簡単に言えば難しい、オーセンティシティの間で。それからお寺さんがなかなかそう簡単にはうんと言っていただけない。これが難しさなんですが、そろそろやっぱり全く触れていないというのはおかしい。特に大阪や京都でその状態というのは良くないと思うんでね。どこまで書ききれるか、他の項目と同じような恰好では、少し扱いは変わると思いますんで。入れるとすれば、この点線の中のところの事例紹介みたいな恰好、ただしこれだけはちょっと時間はいるはいるというので、時間との関係で１年間でできるのかという、コンサルなしで。ただ、建築士会の協力が相当得られるのと、お寺さんの協力も得られれば、いくつか調査して私知っているだけでも、御堂とかあの辺も、昔からそれなりのことはおやりになっている、しっかり含めてやっている。一番気になるのはやっぱりお寺さん全般的な話だと思ってください。議事録で書くと差し障るかもしれませんが、聴覚・視覚への理解はほとんどないです。先生、見てくださいと自慢されて行ってみて、聴覚・視覚は？と言ったら、それはそんなことしても…というのが多いんですね。例外はもちろんあります。そういうところは啓発的な意味がありますので。もう一つの意見としては、知的・精神の扱いですね。この紙の中でどこで登場してくるのか、各論のところに入れるほど熟成はしてないです。条例で言えば今度の最新事例、このくらいしかないのですが、注目したい例としては、なんといっても羽田空港は床と壁、これは知的・精神の方々が何人も立ち会っていただいて不安感を持たない優しいデザインにしているんですけどね。そういう例とかも少し挙げていけると。やっぱり大阪府のガイドラインだからね、日本のどこにでもある、ましてや国のにちょちょっと書くわけではなくて、ここにあるような目玉を増やしたいね。検討できませんか、以上。

○委員

知的とか精神の話が出たんですけれども、今、民俗学博物館、民博ですね、それの案内標識を知的障がい者にわかりやすいようにしたいというそういう取り組みが今さらえておりますので、大阪府とどれだけ絡みがあるかわかりませんけれども、ちょっとだけそんな動きがあるということだけ紹介しておきます。

○部会長

はい、ありがとうございました。

○委員

設計者参考になりますよ。

○部会長

ビッグアイ？

○委員

ビッグアイね、ビッグアイなんか当時最新のものにして、１０年間で相当検証なされていますからね。あんなんは大阪府利用しないと損ですよ。委員長でもあるしね。委員長おそらく一晩で書きますよ。

○部会長

いやいや、今出ている知的障がいとか発達障がいのお子さんであるとか、そういう方々のいわゆる心の方はまだまだ研究がなされていない部分もありまして、私自身も今取り組んでいるわけですけれど、海外の事例なんかでもいくつかありますけれども、やはり本当にどれだけの効果があるかとか、さらにどんなことができるかというのがまだ未知数のところが多いんですね。しかし、今ご紹介いただいたような事例も含めまして、積極的に紹介することによって、全てが良いというわけではなくて、そこから学ぶ改善点のポイントも大事だと思いますから、ぜひそういう枠をいろいろ調べられて掲載・紹介していただいたらいいかと思いますね。なんか事務局からありますか、この見解。

○事務局

そうですね、私どもだけではとても網羅できないところが多々ありますので、委員の皆様方のお知恵・ご経験をお借りしまして、良いものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○部会長

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

○委員

勉強会なんですが、いろんな関係者の方に来ていただくということなんですけれども、とは言うものの障がいも多岐に渡っていまして、なかなか無尽蔵に広げられないとは思うんですが、できるだけ多岐に、いろんな方が参加できるようにしていただきたいというのが一つと、それから具体の使い勝手みたいなところがもちろんあるんですけれども、やっぱり町でいろんな施設を使っていくというふうなところで、それぞれの当事者の思いがありますので、まちづくりにこういうことを望んでいきたい、そういう理念的なところをこの学習会の中でいろんな方から聞いていくような場を持っていただけたらありがたいなというふうに思います。

○事務局

ありがとうございます。毎回、分野をある程度整理をして、この回では計画論的なものをするとか、今日はトイレとか、あまり細かくはできないかもわかりませんけれども、内容を精査する中でやっていきたいなと考えております。委員の勉強会の構成につきましても、今ご参画いただいている委員の皆様方の関係する皆様方でお詳しい方、当事者である方も結構ですので、そのあたりはまた別途ご相談させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○部会長

おそらく勉強会なんですけれども、例えばキーパーソンとする委員どなたが、どういう切り口、どういうテーマでどういう方をどのように集まっていただいて進めるのかとか、具体的な日程調整であるとか、開催する場所をどこにするかとか、あるいは決まった後、こういう関係各位にどのように周知徹底、参加していただけるようにするのかとか、あるいは、した結果、全部まとめてポンと報告ではなくて、プロセスとしては途中段階も入れてこういうものが出たよということで、ではそれだったらこういうものもあるよということで、スパイラルアップを図れるような議論の積み重ねをぜひうまくコントロールしていただいて、たぶん事務局が一番大変なご負担かかるとは思うんですけれども、ぜひみなさん参加しやすい形でここにいらっしゃらない方も含めて広い意見が出るようにぜひお願いしたいなと思いますけれども。

○委員

すみません、質問なんですけれども、資料３「スケジュールについて」の一番最後、ガイドラインの公表なんですが、公表の形を教えていただきたいんです。まずホームページにダウンロードできるような電子データがありますね。それ以外に、以前のような印刷物として作られるのかどうか。その形によりまして、パブリックコメント的なもの、これを一段階、一旦印刷して出してしまうと、それがわりと固い感じで動くのか、それとも追加していく形で、ガイドライン公表後、パブコメ的に流動的に動かしていかれるのかに依りまして、公表前になんらか世間にコメントをいただくことが必要かどうかが決まってくるかと思うんですが。

○事務局

はい、あいがとうございます。基本はやはり常時見直しをかけるというのが一番理想的かなと思っております。ただそう簡単に作り上げるものでもないかなと。作っていくプロセスにもかかっていくかなと思うんですけれども。公表については、インターネットのテキスト対応、通常の資料として落とせるようにしていただくというのは当たり前のことですけれども、府民の皆様方の意見を聞く機会がやはりいるのではないかと思っておりますので、成文ではないという段階になるとは思うんですが、パブリックコメントという表現が正しいのか、府民意見の募集という形などは経るべきプロセスではないのかなと考えています。一旦作り上げる過程でも必要ではないのかなと考えているところです。それが法定でいつまでにやらなければいけないというものではございませんが、ものがこういうものであるだけに積極的にご意見を伺う機会というのは作っていくべきではないのかなと、事務局としてはそう考えております。

○部会長

ありがとうございました。他に、よろしいでしょうか。もしないということでしたら、意見も出尽くしたということでこのあたりまでとさせていただきたいと思います。委員の皆さんからは大変貴重なご意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。先ほどもお話出ておりましたが、勉強会するというときに、ガイドラインの素、素案をどうするのかという話がありましたけれども、たくさんご意見等いただいております。これを事務局の方で整理していただきまして、その取りまとめ、たたき台を部会長である私の方と相談させていただきながらとりあえず作らせていただくということで、前へちょっとでも進めたいなと考えますが、いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○部会長

では、そのように今後進めていきますので、またその節はいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いします。それでは、事務局に返したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

せっかくさっき出た波型手すり、時間があるならば…。

○部会長

いいですか、私が言っても。大変波型手すりをつければユニバーサルデザインができるということで注目を浴びたわけですけれども。実験等いろいろやっている向きもありますが、いろんな意見があります。非常に持ちやすいという方もいますが、一般的には意外と持ちにくいという意見も多々ありまして、あまり機械的にこれやればすべてOKよ、という万能薬のような感じではないという感じはします。そういう意味ではまだまだそういった検証とか実績を踏まえてどういう形であればいいのかと、形だけじゃなくて形のピッチをどうするかとか、あるいは高さをどうすかとか、もっと素材をどうすかとか、大きさをどうするかとか、まだまだ検討の余地はあると思いますし、そのあたりも含めて絶対これがベストですよという形ではないことは事実だと思いますので、それも踏まえて、ガイドラインの中に、もし紹介するという考え方として事例の特質について紹介するということは大変良いことかと思います。これもまた勉強会とかそういったところで議論できればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これについて何かご意見とか。

○委員

なんのためにあるんだということに対して、こう波型になっていることで反力があらゆる角度で取れるんです。ですから、押さえて持ち上がることもできるし、こうなっている分でこう引っ張ることもできるし、斜めにしてこう引くこともできる。私、自分のところで、うちの風呂場、誠に便利です。あれと同じ機能をやろうと思いますと、通常の縦と横、L型ですね、L型でもできない機能が発揮されますので、抜群に良いですね。ところが、一般の高齢者には便利なんですが、手を滑らせて階段を曲がって下りる方とか、まして車いすの方には、場合によってはほとんど無用の長物ですし、かえってじゃまになるので。視覚障がい者で滑らす人にはいちいちこんなことになっていると、滑らせることができないじゃないか、と。一長一短ありますので。

○部会長

使う時と場所によっては良いけど、時と場所によっては大変無駄になるという。適材適所の使い方が大事。難しいですよ、本当に。いろいろそういう問題ありますね。

○事務局

ありがとうございます。先ほどの委員のお話につきましては、また部会長ともご相談させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○部会長

その他の項目はどうでしょう？

○事務局

特に本日はございませんので。

○部会長

ありがとうございました。それでは、予定の時間になりましたので、本日の議事はこれで終了したいと思います。